

千葉市告示640号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11第1号の規定により告示します。

令和4年8月3日

千葉市長 神谷 俊一

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設の所在地※1	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法附則第4条第2項の規定による条例で定める基準への適合状況※2	確認年月日
平間 美帆	平間 美帆	—	認可外保育施設	適合	令和4年4月3日
出口 真野	出口 真野	—	認可外保育施設	適合	令和4年5月1日
株式会社スマイルパートナー	株式会社スマイルパートナー	緑区おゆみ野中央 1-25-14-2-204	認可外保育施設	適合	令和元年9月30日

※1 個人のベビーシッターの場合はプライバシー保護の観点から、所在地を非公開とさせていただきます。連絡を取る必要がある場合は、本市へお問い合わせください。

※2 千葉市民の方：適合となっていない施設においても、本市の条例が施行される前の令和2年9月30日までの間においては、無償化の対象施設となります。

他市にご在住の方：適合となっていない施設においても、令和6年9月30日までの間においては、無償化の対象施設となることがあります。詳しくはお住いの自治体にお問い合わせください。